

理事会だより

京王富士スバル高原別荘地
第二次管理組合
理事長 阿部 洋己

組合員の皆様

第113回定例理事会を平成20年3月14日に開催しましたので、審議内容の概要について下記の通りご報告いたします。

皆様方には別荘地の運営状況を少しでもよくお知りいただき、建設的なご意見をお寄せいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

概要

1. 平成19年度決算見通しについて

①一般会計

収支とも概ね順調に推移しており、剰余金は予算を上回る見通しです。

②基金会計

今年度収入として、積立基金の約390万円（7件分）と東京都公債の利息分224万円が計上される見通しです。

2. 平成20年度予算案について

新年度予算案については、平成19年度決算の実績をベースに検討のうえ、次回理事会において総会上程案を確定いたします。

3. 道路維持管理費負担問題について

（1）富士観光開発(株)（以下、「富士観」という）からの負担要請額

富士観から提示された資料によれば、幹線道路（主に村道）の補修費用は平成18年ベースで総額4,227万円が見込まれています。【別紙①参照】

このうち、当組合の分担額は分譲面積割合で全体の約8%で約331万円となっています。

（2）分担額の妥当性を検証

昨年12月開催の理事会において、当負担問題に対する当社からの詳細なデータの提供が不十分であるとの結論が出たことに伴い、「道路専門委員会」を設置し検証を開始しました。

（3）分担額の減額を要求

道路専門委員会で検討の結果、平成20年2月に富士観宛に「質問書」を提出することとしました。【別紙②参照】

（4）富士観からの回答

平成20年3月に当社より大幅な要求受諾の回答が出され、概算で約40～60万円程度の減額の見通しが示されました。主な回答内容はつぎのとおりです。

①鳴沢村からの村道整備に係る補助金（年間予算約400万円）は分担金に反映させて当該分は全額控除する。

②工事は3年分割発注を改めて、同時着工としコストを下げる。

③幹線道路（村道）から京王二次（ゲート）に至る私道部分（約400m）の補修は富士観の負担で行う。

④村道及び私道部分の毎年の除雪費用の負担については、富士観が負担する方向で再検討する。

⑤村道683号線の最終地点（富士桜第一次）先から三本松交差点に至る富士観の私道（約450m）は未舗装のため整備を促進する。

4. ゴミ問題の推進と取り組みについて

(1) ゴミ処理費の助成金要綱(案)の提示

平成20年1月下旬に鳴沢村企画課(生活環境係)より、協定書(案)及び別荘地等のゴミの処理費助成に関する要綱(案)が作成提示されました。【別紙③・④・⑤参照】

(2) ゴミ推進対策協議会の開催

上記(1)の提示案を受け、その取扱いについて別荘地域関係5団体8名の出席者により意見交換等で討議しました。その結果、案文の一部修正の申し入れを行うものの基本的に村の提示案は容認することで意見集約が図られました。【別紙⑥・⑦参照】

(3) 村議会の審議状況

3月開催の定例村議会で「ゴミ助成金制度の創設」に係る予算案が上程されました。議会最終日の3月21日審議された結果、本議案が可決・同意されました。(概要は次回ご報告)

(4) 協定書の締結

理事会の承認を得たことから、要綱の制定に伴う協定書の調印は3月27日付で小林 村長立会いのもと、関係5団体の代表者が出席して行われました。

(5) 助成金制度の実施にあたって(お願い)

当制度の助成金は、別荘全体から排出されるゴミ処理費用の負担軽減のため、当管理組合が主体となって陳情して実現したものです。したがって、助成金の申請者は定住者の方々個人ではなく、「定住者総意を代表する者(通常は理事長)」が行うこととされていますのでご理解ください。(要綱第5条)

なお、今後の助成金申請手続きでは、定住者(鳴沢村の住民基本台帳に登録されている者)の人数の確認(「定住者届」の新設・届出)が必要となる場合もありますので、その節は何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

5. イベントの開催について

今年度のイベント第一弾として、ゴールデンウィーク期間中に、恒例の『ミニコンサート』を開催する予定です。詳しくは、添付のチラシをご覧ください。

なお、夏休みのイベントについては、次回の「理事会だより」で詳細をご案内いたします。

6. 管理費について

- ・土地・建物をご所有の方は毎年必ず納入してください。
- ・管理費は別荘地の資産価値の維持向上に必要です。皆様からの納入金は塵芥処理・水道・道路等の日常管理を中心に、ご所有の不動産を安心して維持するために使用されます。
- ・管理費を滞納されますと、未納が解消されるまでの間、共有施設の使用禁止等の措置がとられることとなります。(管理規程第13条適用)
- ・納入は、原則として各所有者等が開設する口座から毎年5月27日(休日の場合は翌営業日)自動振替の方法で払込むことになっています。(管理規約第53条)
- ・銀行の自動振替制度をまだご利用でない方は管理会社宛てご連絡下さい。(銀行振込の場合、振込手数料がご本人負担となります)



◇京王富士が 高原別荘地第二次管理組合ホームページアドレス◇

<http://www2.ocn.ne.jp/~keio2ji/>